

上市町会計年度任用職員募集要項

- 1 会計年度任用職員とは
地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される一般職の非常勤職員のことをいいます。採用されると、一般職の地方公務員となり、服務規程（職務専念義務や守秘義務等）等が適用されます。
- 2 職種・募集人数
職 種： 業務士
人 数： 1人
- 3 職務内容
道路補修作業、草刈業務、除雪作業 等
- 4 任用期間
任用の日から令和9年3月31日
- 5 就業場所
上市町役場建設課
- 6 勤務時間、休憩時間、時間外勤務及び休日勤務の有無
 - (1) 勤務時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで 週31時間
 - (2) 休憩時間 : 午後0時00分から午後1時00分まで
 - (3) 時間外勤務 : 無
 - (4) 休日勤務 : 無
 - (5) 休 日 : 水曜日、土曜日、日曜日、祝日
- 7 給料・報酬及び諸手当
 - (1) 日 給 : 9,438円（行政職(二)1級1号）
 - (2) 期末手当 : 有
※12月分については、採用されて期間が短いことにより期間率適用後の支給額となる。
 - (3) 通勤手当 : 勤務条件により支給
- 8 資格要件
普通自動車運転免許
- 9 欠格事項
次のいずれかに該当する者は、申込みできません。
 - (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (2) 上市町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 10 申込手続
 - (1) 提出書類
上市町会計年度任用職員申込書兼履歴書に必要事項を記入し、提出してください。
任意（市販）の履歴書でも申込可能ですが、別添申込書の署名欄に署名して下さい。
 - (2) 受付期間等
令和8年8月31日まで
 - (3) 申込先及び問合せ先
〒930-0393 富山県中新川郡上市町法音寺1番地 上市町役場建設課 TEL076-472-2479

11 その他

勤務条件に関する留意事項

(1) 服務に関する規定の適用について

会計年度任用職員には、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。

- ・ 服務の根本基準（地方公務員法第 30 条）
- ・ 服務の宣誓（地方公務員法第 31 条）
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第 33 条）
- ・ 秘密を守る義務（地方公務員法第 34 条）
- ・ 職務に専念する義務（地方公務員法第 35 条）
- ・ 政治的行為の制限（地方公務員法第 36 条）
- ・ 争議行為等の禁止（地方公務員法第 37 条）
- ・ 営利企業への従事等への制限（地方公務員法第 38 条）

※パートタイム会計年度任用職員については、営利企業への従事等の制限の対象外ですが、兼業先の勤務時間との合計が労働基準法第 32 条で定める労働時間（休憩時間を除き、1 日 8 時間又は週 40 時間）を超える場合は、原則、勤務することはできません。また、兼業の確認を行います。その他、上市町職員服務規程、上市町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則等、町の各種規程が適用され、分限・懲戒処分等の対象となりますので、ご留意ください。

(2) 条件付採用について

任用期間、勤務日数又は勤務時間の長短や前職の勤務実績の有無等にかかわらず、会計年度任用職員を含む全ての一般職の職員について条件付採用となります。また、採用後 1 月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで（最長任期の末日まで）延長されることとなります。なお、再度の任用の場合においても、その都度、条件付採用期間が設定されます。

(3) 社会保険等の加入について

○社会保険（地方職員共済組合、厚生年金）

次の要件いずれかを満たす者は社会保険に加入します。

ア 勤務時間又は日数が常勤職員の 4 分の 3 以上（週 29 時間超）となる者

イ 常勤職員の 4 分の 3 を下回る場合は、次の要件の全てを満たす者

- a 週の所定労働時間が 20 時間以上
- b 月額報酬が 8.8 万円以上
- c 任期が 2 ヶ月の見込み
- d 学生でないこと

○雇用保険

任期が 31 日以上でかつ、週 20 時間以上勤務する方は、雇用保険に加入にします。

(4) 再度の任用について

任期については、手続なく「更新」されたり、長期にわたって継続して勤務が約束されたりするものではありません。年度ごとに新たな職として設定します。同一の職務内容の職が翌年度設定される場合は、平等取扱いの原則や成績主義の下、客観的な能力の実証を経て任用が決定されます。なお、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により、再度の任用を行う場合の回数は、2 回（最大 3 年間）までとしています。毎年度公募することもあります。